

# 校 訓

「研 学・高 邁・潑 刺」

## 学校目標

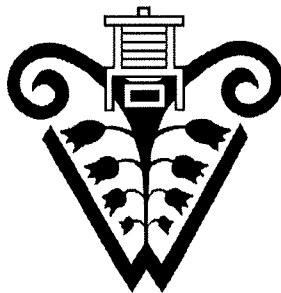
高い志を掲げ、「研学・高邁・潑刺」の校訓のもと、自律して生きる力を高め、これからの社会に自ら寄与できる人間

### 旭川西高等学校校歌

清水重道  
信時 曲 詞

一、 研 学 いそしむ  
殿 堂 あり、白 亜 醒 し  
堅 忍 揺 が ず  
高 邁 驕 ら ず  
わ が 繼 む 叡 智  
厳 し き 歴 史 を 描 く  
あゝ大 雪 の 嶺 の 雪 に  
競 ふ 学 舎、三 年 春 秋  
天 稟 き た ふ る  
殿 堂 あり、緑 樹 蔭 濃 し  
誠 実 巧 ま ず  
明 朗 文 ら ず  
わ が 成 す 徳 器  
麗 し き 精 神 を 容 る  
あゝ石 狩 の 淀 の 鏡 に  
映 す 学 舎、三 年 春 秋  
三、 生 命 脈 う つ  
殿 堂 あり、微 風 香 細 し  
潑 刺 衝 は ず  
悠 揚 迫 ら ず  
わ が 伸 す 四 肢 に  
新 し き 世 代 を 支 ふ  
あゝ鈴 蘭 の 花 の 姿 に  
比 ふ 学 舎、三 年 春 秋

### 校章の由来



1950 年（昭和 25 年）北海道立旭川女子高等学校から男女共学の北海道旭川西高等学校と改称され、同年 7 月に現在の校章が制定されました。

北海道のシンボル鈴蘭の花を二列に四個付け、「二・四」すなわち「西」を表しています。後に、外枠がV字型からW型に変更されました。

## 生徒処置規程

(処置の対象となる行為)

第1条 処置の対象となる行為は次のとおりとする。

- (1) 禁止場所の出入り
- (2) 飲酒及び喫煙
- (3) 暴力
- (4) 窃盗
- (5) 考査中の不正
- (6) 怠学
- (7) 交通違反
- (8) その他の校則違反

## 生徒会会則

我々旭川西高等学校の生徒は、民主的精神と叡智を結集してここに生徒会を結成する。

本会は学校長の承認のもとで学校教育活動の一環として自主自立の精神の高揚と本校の教育目標に向かって邁進し、将来の良き社会人としての資質を得て、新しき代を支えるため本会則を定める。全会員は、母校の名誉と発展のため、全力をあげてこの目的達成のために努力することを誓う。

### 第1章 総則

第1条 本会は北海道旭川西高等学校生徒会（略称旭川西高生徒会）と称する。

第2条 本会は学校生活の体験を通じて、生徒の健全な自治的活動の促進を図り、将来民主主義社会の良き社会人となる資質を養うことを目的とする。

第3条 旭川西高等学校生徒会はすべてこの会の会員であり、会員としての権利を有し義務を負う。

- (1) 会則に基づく規則、生徒会運営に関する細則の制定
- (2) 生徒会役員の選挙
- (3) 生徒会に関する予算の編成及び決算の報告
- (4) 生徒会に関する諸機関の設置及び改廃
- (5) 学校の関与する社会的活動への参加及び協力
- (6) 全会員に関する諸問題の協議及び学校長に認容された校内活動に関する事項の審議、調査並びに報告等

### 第2章 役員

第4条 本会には次の役員を置く。

- (1) 会長1名、副会長1名、書記2～4名程度、会計3～4名程度（10名程度）、以上は本会最高の執行機関であり、生徒会執行部と称する。
- (2) 代議員各学級2名とする。
- (3) 以上の役員は2つ以上の役職を兼ねることが出来ない。

第5条 前条の役員の任期は次の通りである。

- (1) 生徒会執行部の任期は1年とし、10月1日より翌年の9月30日までとする生徒会長以外の執行部役員の任期は原則として1年間とし、全会員の直接選挙による。
- (2) 代議員の任期は4月1日～3月31日までの通年とする。

第6条 前条に定めた役員に欠員を生じた場合は直ちに補欠選挙を行なう。ただし任期は前役員の残存期間である。

第7条 生徒会役員は次の任務を行なう。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を行なうとともに議決執行の最高責任者である。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその代理を務める。
- (3) 書記は生徒会関係の記録を行ない、その書類を作成し整理、また、連絡事務を行なう。
- (4) 会計は代議員会認可の下に、出納その他の会計事務を行ない、生徒会関係諸機関の会計監査並びに物品監査を行なう。
- (5) 代議員は学級の意向を代表し、代議員会を構成する。
- (6) 生徒会執行部及び代議員は別項に定めるところにより各機関に参加する。

### 第3章 機構

第8条 本会は目的達成のため次の機関を持つ。

- (1) 生徒会代議員会
- (2) 各部代表者会議

第9条 代議員会の機能

- (1) 代議員会はホームルームの総意を統一する本会唯一の議決機関であり、本則の遵守を徹底させる。
- (2) 代議員会には次の役員を置く。
  - ア 議長……1名
  - イ 副議長…1名
  - ウ 書記……2名
- (3) 代議員会は定員数の3分の2以上の出席があるとき成立し、その議決は出席代議員の過半数の同意を以て成立する。ただし、賛否同数のときは議長がこれを決定する。
- (4) 代議員は執行部若しくは代議員の要求があった場合議長がこれを招集する。
- (5) 代議員は必ず代議員会に出席する義務を有する。ただし、支障のある場合は委任権を認める。
- (6) 代議員は生徒会諸常任委員会の構成員となる。

第10条 代議員会の任務

- (1) ホームルーム、執行部及び各委員会により選出された議案に関すること。
- (2) 予算決算審議の決定及び予算執行の一時停止。
- (3) 会則の改廃の発議に関すること。
- (4) クラブの改廃の発議に関すること。

第11条 各部代表者会議

- (1) 執行部及び代議員会代表2名及び各部代表者各1名によって構成され、執行部が必要に応じてこれを招集する。
- (2) 各部は本会議を通じて予算の請求を行なう。
- (3) 執行部は代議員会の決議に基づき、各部に勧告を発し、各部はできるだけ勧告案を受け入れなければならない。

## 第12条 各種委員会

- (1) 生徒会執行部のもとに次の委員会を設置する。
  - ア 保健委員会
  - イ 図書委員会
  - ウ 交通安全委員会
  - エ 生活委員会
  - オ 美化委員会
  - カ 選挙管理委員会
  - キ 国際交流委員会
  - ク 体育委員会
  - ケ 放送委員会
- (2) 各委員会は各ホームルームから選出された委員で構成し、委員長1名、副委員長1名を各委員会の中から選出するものとする。
- (3) 各委員会の任務は各委員会細則に則り責務を遂行しなければならない。

## 第4章 部活動

### 第13条 部活動の目的と会員の所属及びクラブの改廃新設。

- (1) 友情を涵養し、趣味の向上を図り学校生活を有意義に送ることにより価値ある知識や経験を得ることを目的とする。
- (2) 会員の部活動は任意とする。
- (3) 部の改廃は年次始めに、代議員会において決定する。
- (4) 部新設にあつてはその代表者が部の名称・目的・行事予定・部員名簿・活動計画及び必要予算を明記した申請書を代議員会に提出し、その許可を受けなければならない。ただし部新設の申請については、同好会としての活動期間1年以上を必要条件とする。

### 第14条 一般の部

- (1) 各部は次の役員を置く。任期は原則として1ヶ年とする。
  - ア 顧問、教職員1名以上、各部がそれぞれ教職員に顧問担当を依頼する。
  - イ 部長1名
  - ウ その他必要な役員
- (2) 部の予算は公共の設備、備品、消耗品のみとし、個人の私物は厳に認めない。
- (3) 各部は執行部会計監査及び備品監査に協力しなければならない。

### 第15条 直属部

- (1) 図書部・放送部の二部をもって生徒会直属部とする。
- (2) 直属部は、各部活動の目的を維持し、その活動を通じて、全会員に奉仕することを目的としなければならない。
- (3) 自主的活動を原則とするが、代議員会の議決に従わなければならない。

(4) 執行部は、代議員会の議決に基づき、直属部に対して勧告を発することができる。

この際、直属部はこの勧告を受け入れなければならない。

(5) 役員構成については一般の部に準ずる。

(部室の使用)

第16条 部室は生徒会活動のために使用されるものであり、他のいずれの目的にも使用してはならない。部室を使用する部は次の事項を守る義務を負うものとする。

(1) 使用時間は放課後とし、授業終了まで使用してはならない。ただし、直属部は別途考慮する。

(2) 部室は必ず施錠するとともに、鍵は顧問が所定の場所に保管するものとする。

(3) 部室は常に清潔にし、整理整頓を心がけなければならない。

(4) 該当部員以外の入室、及び使用は禁止する。

以上に違反した部は部室を閉鎖する。

#### 第5章 ホームルーム

第17条 ホームルームは生徒会活動の基盤であり、次の役員を置く。

- ア 室長……………1名
- イ 副室長……………1名
- ウ 書記……………2名
- エ 会計……………2名
- オ 代議員……………2名
- カ 選挙管理委員…1名
- キ 保健委員…………男女各1名
- ク 生活委員…………1名
- ケ 交通安全委員…1名
- コ 図書委員…………1名
- サ HR運営委員…2～4名
- シ 美化委員…………2名
- ス 学習委員…………若干名
- セ 国際交流委員…1名
- ソ 体育委員…………男女各1名
- タ 放送委員…………1名
- チ 執行委員…………若干名(任意)

2 役員はそのホームルームの生徒により選挙され任期は6ヶ月とし、4月1日～9月30日までを前期、10月1日～3月31日までを後期とする。ただし、代議員、選挙管理委員、図書委員、国際交流委員、体育委員の任期は通年とする。

第18条 役員の任務は次の通りである。

- (1) 室長はホームルームを代表し、学校及び生徒会執行部の指示伝達事項をホームルーム全体に伝達しかつ実行させる。
- (2) 副室長は室長を補佐し、室長に支障があるときはその代理をつとめる。
- (3) 書記はホームルーム会議録の作製、ホームルーム日誌等の庶務的事務を行なう。
- (4) 会計はホームルームの金銭の出納、及び会計事務を行なう。

#### 第6章 会計及び年度

第19条 本会の活動計画及び会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第20条 本会の経費は会員の会費（入会金1,000円、生徒会費年額12,000円）、生徒会の収入及びその他の寄附等による。全会員は代議員会が予算立案の際決定した所定の金額を毎月授業料と共に納入する。

第21条 部における特殊費用は別途会計とし、その一部、又は全額を部員又は参加者が分担する。

第22条 一担納入した会費は原則として返付しない。会計報告は必要に応じて全会員に公示する。

第23条 予算決算に際しては次の手続きを経なければならない。

- (1) 各部代表者会議における予算請求
- (2) 執行部の検討
- (3) 代議員会の協議及び議決これらの手続きを経て作られた原案は職員会議の承認を経て効力を発する。

## 第7章 選挙

第24条 本生徒会の役員選挙は選挙管理委員会の管理のもとに実施される。

第25条 選挙管理委員は各ホームルームより1名選出する。

第26条 ホームルーム役員選挙は、役員の任期満了前に選挙管理委員によって行われる。

第27条 生徒会会長立候補者は、15名以上の推薦者署名書及び本人の立候補承認書を選挙期日前に選挙管理委員会に提出する。

第28条 立候補者のいない場合、選挙管理委員会は、立候補者締切りを延長し、この間に代議員会は立候補者を推薦する。その場合の推薦者署名は代議員会議長が行なうのみでよい。

第29条 選挙管理委員会は、立候補受けと同時に立候補者を全会員に公示する。

第30条 当選した会長は生徒会執行部を構成するために、当選判明後に副会長、書記、会計の各役員を指名し、選挙管理委員会の公認を得なければならない。指名を受けた会員はこれを受諾する義務を有する。ただし、選挙管理委員会が認めた場合はこの範囲ではない。

第31条 選挙管理委員会は会長が指名した役員を公認後に全会員に公示し、公示後に信任投票を行なう。

第32条 会長が指名した役員が不信任になった場合は、その結果が判明後3日以内に新たな役員を指名する。選挙管理委員会は会長が指名した役員を公認後2日以内に全会員に公示し、公示後2日以内に信任投票を行なう。

第33条 役員が不適格と認めた場合はその所属会員の3分の1以上の署名を以て成った発議申請書を、ホームルームにあっては各学級選挙管理委員に、その他にあっては選挙管理委員にこれを提出する。その際はその解任採決のため特別投票を行なう。この場合所属会員の4分の3以上の投票を必要とし、有効投票数の2分の1以上の同意を必要とする。

## 第8章 改正

第34条 本会則の改正は生徒代議員の3分の2以上の賛成を得なければならない。可決された条案は学校長の承認を得てのちその効力を発する。

## 生徒会役員選挙施行細則

第1条 生徒会会則（以下会則と呼ぶ）第5条第1号役員選挙は、会則第7章規則の外はこの規則によって行う。

第2条 本校生徒は全て選挙権及び被選挙権を有する。ただし下記に掲げる者は被選挙権を有しないものとし、立候補を禁ずる。

- (1) 校則違反を犯して現在学校の処置に服している者。
- (2) 前号の処置を終わって1ヶ月の期間を経過していない者。
- (3) 他高校よりの転入生で転入後1ヶ月を経過していない者
- (4) 3ヶ月以内に他校へ転校するか又は退学予定の明らかな者。

第3条 会則第27条の委員中より互選により選挙管理委員長を定める。

第4条 選挙管理委員長は会長の任期満了30日前に立候補受付けを開始する。

第5条 会則第29条の推薦者の署名及び承諾書は別紙によるものとする。

第6条 会則第31条の公示は、立候補届出順とする。

第7条 立候補者が1名の場合は、信任投票とする。

第8条 立候補及び推薦の演説は、選挙管理委員長が定める立会演説会の日時及び場所以外で行うことはできない。

第9条 推薦演説者の数、演説の制限、時間等は選挙管理委員長が決定する。

第10条 選挙は投票による。投票は選挙管理委員長が定めた日時にホームルームごとに行う。

第11条 前条の選挙は、そのホームルームの役員及び選挙管理委員会が執行する。

第12条 投票用紙は1人に1枚とする。

第13条 下記の投票は無効とする。

- (1) 交付した用紙を使用しないもの。
- (2) 役員立候補者でないものの氏名を記載したもの。
- (3) 一役員に2人以上の立候補者の氏名を記載したもの。
- (4) 候補者の氏名の他、他事を記載したもの。ただし、候補者の身分敬称の類を記入したものはこの限りではない。
- (5) 候補者の氏名を自書しないもの。
- (6) 候補者の何を記載したか確認し難いもの。
- (7) 信任投票においては、どちらも記載しないもの、若しくは両方を記載したもの。

第14条 開票はホームルーム毎に直ちに行ない、この結果を選挙管理委員は遅滞なく管理委員長に報告する。

第15条 選挙管理委員長は前条の報告書により直ちに全校の集計を行ない、生徒会指導主任教諭に報告する。

第16条 規定得票数は有効投票数の25%とし、この数に達するものがないときは上位2名の決選投票とする。信任投票の場合は有効投票数の過半数を必要とする。

第17条 得票数同数の時は決選投票を行なうものとする。ただし決選投票は選挙管理委員会が開が定める日時に行なう。

第18条 当選者には学校長より認証状を交付する。

第19条 本規則に違反した投票は無効とする。

## 同好会規程

第1条 この規程で、同好会とは、趣味又はスポーツを同じくする生徒によって結成された親睦的団体をいう。

第2条 同好会の新設・改廃は、生徒会代議員会の議決を経て決定される。

2 同好会の改廃の時期は年度始めとする。

第3条 同好会の新設にあたっては、次に掲げる事項を明記した申請書を生徒会執行部に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 顧問
- (3) 目的
- (4) 行事予定
- (5) 会員名簿
- (6) 活動計画
- (7) 使用する道具
- (8) 活動の場所
- (9) 活動に必要な最低会員数
- (10) その他

第4条 同好会の活動の場は学校内とする。ただし、特別な事情があるときは所定の手続きを経て校外活動も認められることもある。

第5条 活動費は同好会負担とし、生徒会は一切の援助をしない。

第6条 同好会が高体連・高文連その他の大会に参加するときは、代議員会若しくは派遣委員会の議決を経なければならない。ただし、これは、現存する部と重複しない同好会に限る。

## 部 活 動

### ◎直属部

図書部 放送部

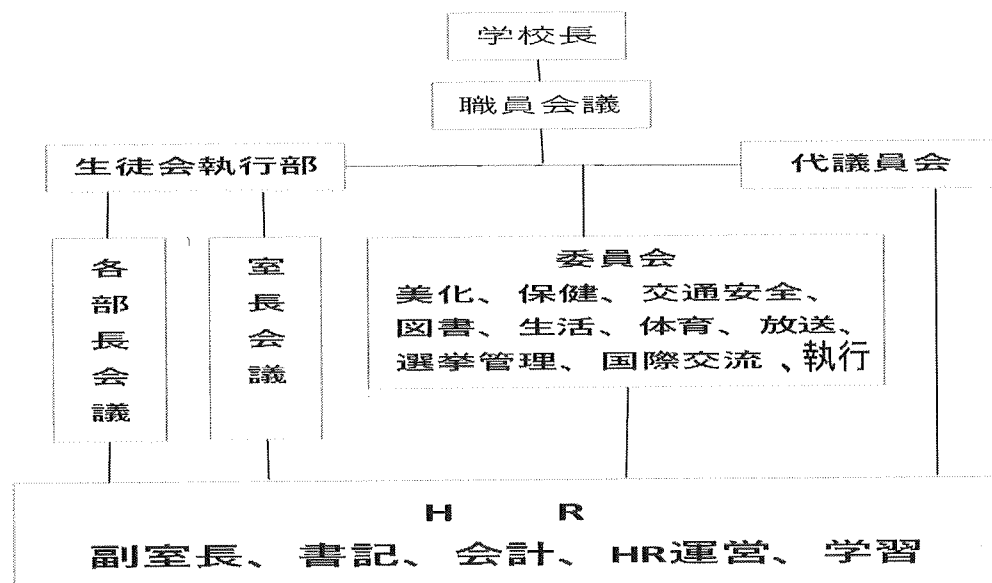
### ◎文化部

吹奏楽 茶道部 華道部 英語部 インターアクト部 文芸部 音楽部  
 ファッションクリエイター部 美術部 化学部 物理部 生物部 演劇部 写真部  
 書道部

### ◎運動部

サッカー部 山岳部 体操部 硬式テニス部 ソフトテニス部 卓球部  
 野球部 バドミントン部 男子バスケットボール部 男子バスケットボール部  
 男子バレー部 女子バレー部 陸上部

## 生徒会機構図



## 交通及び通学の安全に関する規程

### 第1章 総則

第1条 この規程は、本校生徒の交通安全ルールを身につけることを、並びに交通災害の防止を目的とする。

### 第2章 運転免許

第2条 この規程で運転免許とは、普通自動車、自動二輪車、原動機付き自転車の免許をいう。

第3条 本校生徒は、在学期間中に運転免許証を取得することは原則として認めない。ただし、原動機付き自転車に限り特別の事情の場合は、その都度別途協議する。

第4条 3年次の普通自動車免許取得については、原則として家庭学習期間以降、所定の手続きを経た者のみ認められる。

### 第3章 自転車通学

第5条 自転車通学を希望する生徒は、そのことをHR担任に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 自転車通学は道路交通法に従い、人命尊重の精神を涵養すると同時に、次に掲げる各項目を遵守しなければならない。
- (2) 二人乗りや並進をしてはならない。
- (3) 安全運転の妨げとなるような構造の自転車を用いてはならない。
- (4) 本校指定のシールを貼り、また自転車保険に加入しなければならない。
- (5) 夜間の運転の安全を確保するために、ライト、反射器、反射サイクル等の安全装置を備えなければならない。
- (6) 雨天時はカッパ等を着用し、傘さし運転はしてはならない。
- (7) 自転車は所定の自転車置場に施錠しておかなければならない。

第6条 自転車通学の期間は学校で指示するが、おおむね4月から11月までとする。

### 第4章 公共の交通機関による通学

第7条 バスの乗車の際は2列に整列し、順序よく迅速に行う。

第8条 乗車中は言動に慎み、他の乗客に迷惑をかけないようにしなければならない。

第9条 定期券の不正使用、区間外乗車は絶対にしてはならない。

### 第5章 交通安全委員会

第10条 本規程第1章総則第1条の目的を達成するため交通安全委員会を設置する。

第11条 本委員会は生徒会の各種委員会に属し、委員は各ホームルーム1名とし、各ホームルームより選出する。

第12条 本委員会は役員として、委員長1名、副委員長1名を選出する。委員長は本会を代表する。

第13条 本委員会の任務は以下の事項とする。

- (1) 自転車通学者の交通指導
- (2) 自転車置場の整列指導
- (3) 各種行事に於ける交通指導
- (4) バス乗車指導
- (5) 交通安全全般にわたるPR
- (6) 通学路、バス停の安全確保

諸連絡 諸願 諸届などの一覧表

|    | 区 分 | 種 類            | 様 式                | 届 け 先   |
|----|-----|----------------|--------------------|---------|
| 1  | 連絡  | 欠席             | 連絡フォーム             | 学校      |
| 2  | 連絡  | 遅刻             | 連絡フォーム             | 学校      |
| 3  | 連絡  | 早退             | 連絡フォーム・早退届         | 担任      |
| 4  | 願   | 遅刻しての入室        | 入室許可書（職員室）         | 教科担任→担任 |
| 5  | 願   | 途中の外出          | 外出許可書（職員室）         | 担任      |
| 6  | 願   | 異装（ケガなど）       | 異装届（職員室）           | 担任      |
| 7  | 願   | アルバイト          | アルバイト許可願           | 担任→ライフ  |
| 8  | 願   | 転学・休学<br>復学・退学 | 転学願・休学願<br>復学願・退学願 | 担任      |
| 9  | 連絡  | 拾得物・遺失物        | 連絡                 | 担任→ライフ  |
| 10 | 願   | 校外活動参加         | 校外活動参加願            | 担任→ライフ  |